

2019年度 ビルクリーニング分野特定技能1号評価試験（国内試験） 実施公示

公益社団法人全国ビルメンテナンス協会

1. 実施区分

ビルクリーニング分野特定技能1号評価試験（国内試験）

2. 実施公示日

2019年7月26日（金）

3. 実施方法

日本語（漢字にひらがなルビあり）による実技試験を行います。

（1）配点及び合格基準

課題名	配点	基準点	合否基準
判断試験（写真・イラスト等により判断する試験）	40	24	判断試験の点数が満点の60%以上、かつ作業試験（作業1・2・3）の点数が満点の60%以上
作業試験 作業1：床面の定期清掃作業 作業2：ガラス面の定期洗浄作業 作業3：洋式大便器の日常清掃作業	60	36	
合計	100	60	

（2）制限時間等

判断試験：択一法17問、20分

作業試験（作業1・2・3）：全て通しで12分（標準時間10分※）

※作業試験は、標準時間を超過した場合、減点になります。

4. 実施期日、実施場所等

（1）実施期日

項目	日程	備考
受験案内配布	2019年9月9日（月）	
受験申請受付 （受験手数料振込期間）	2019年9月24日（火）～10月15日（火）	Web申請
受験票通知	2019年10月25日（金）	
試験実施期間	2019年11月1日（金）～12月6日（金）	指定日のみ受験
合否通知	2019年12月25日（水）	

（2）実施場所

東京都、愛知県、大阪府、広島県、福岡県において実施します。その他の地域については、受験者の応募状況に応じ、厚生労働省と当協会が協議の上決定します。

(3) 実技作業試験問題の公表

実技作業試験問題は、受験案内とともに公表します。

5. 受験資格

試験日において、17歳以上の者とします。また、国内試験の場合は、中長期在留者又は過去に本邦に中長期在留者として在留した経験を有する者を対象とし、次に掲げる者を除きます。なお、試験を実施する手続きにおいて下記に該当するか確認できない場合は、最終的には、出入国在留管理庁における在留審査において確認されることとなります。

(1) 退学・除籍処分となった留学生

(2) 失踪した技能実習生

(3) 在留資格「特定活動（難民申請）」により在留する者

(4) 技能実習を含め、当該活動を実施するに当たっての計画（以下「活動計画」という）の作成が求められる在留資格で現に活動中の者（その活動計画の性格上、他の在留資格への変更が予定されていないもの、又はその活動計画により、当該活動終了後に特定の在留資格への変更又は在留期間の更新が予定されているもの）。具体的には、以下の在留資格に係る活動計画に基づき活動中の者

①「技能実習」

②「研修」

③「特定活動（日本料理海外普及人材育成事業）」

④「特定活動（特定伝統料理海外普及事業）」

⑤「特定活動（製造業外国従業員受入促進事業）」

⑥「特定活動（インターンシップ）」

⑦「特定活動（外国人起業活動促進事業）」

⑧「経営・管理（外国人創業人材受入促進事業）」

(5) 退去強制令書の円滑な執行に協力するとして法務大臣が告示で定める外国政府又は地域の権限ある機関の発行した旅券を所持していない者

6. 受験手数料

受験手数料 2,000円 を当協会が指定する方法で納付してください。振り込まれた受験手数料は返還致しません。

7. 合格発表

(1) 可否結果の通知

可否の結果は、当協会から電子媒体で送付します。

(2) 合格証明書の交付

合格者と受入れ機関で雇用契約が結ばれることが決定した後、合格証明書の申請及び発行手数料納付（13,000円）の手続きを経て、受入れ機関に合格証明書を交付します。

----- お知らせ -----

- 国外試験はミャンマーをはじめ、試験実施環境が整った国から実施します。詳細が決まり次第公示します。
 - 今後の厚生労働省等との協議により今回公示した内容に修正が必要な場合は、速やかにお知らせいたします。
-

8. お問い合わせ

公益社団法人全国ビルメンテナンス協会 特定技能係

〒116-0013 東京都荒川区西日暮里 5-12-5 ビルメンテナンス会館 5F

TEL : 03-3805-7560 / FAX : 03-3805-7561

URL : <https://www.j-bma.or.jp> / E-Mail : suishin@j-bma.or.jp